

## 偽造・盗難によるキャッシュカード・通帳での預金の不正な払戻し被害の補償について

当行では、偽造・盗難によるキャッシュカード・通帳による不正な払戻しの被害が発生した場合、個人のお客さまを対象として預金者保護法に基づき補償いたします。ただし、お客さまに『故意』、『重大な過失』、『過失』があった場合や、盗難カードによる払戻し被害において当行への通知が被害発生日の 30 日後までに行われなかった場合などには、補償を受けられないことがあります。また、お客さまのカードや暗証番号の管理・登録状況等により、補償額が減額もしくは補償を受けられない場合もありますので、十分にご注意ください。

なお、被害に遭われてから補償させていただくまでには、お客さまから最寄りの警察署に被害届を提出していただく等、被害状況の調査等により、時間を要する場合がございますので、ご理解くださいますようお願い申し上げます。

### 1. 規定の適用範囲

- (1) この規定は、個人の預金取引に適用します。
- (2) この規定は、以下の取扱いを定めるものです。
  - ① 盗取された通帳、証書（以下、「通帳等」といいます。）を用いて不正な払戻し（解約並びに当座貸越を利用した払戻しを含みます。）が行われた場合における取扱い
  - ② 本人確認（預金の払戻しにおける権限の確認をいいます。）に関する取扱い
- (3) この規定は、各種預金規定（以下、「原規定」といいます。）の一部を構成するとともに原規定と一体として取り扱われるものとし、この規定に定めが適用され、この規定に定めがない事項に関しては原規定が適用されるものとします。

### 2. 盗難通帳等による払戻し等

- (1) 盗取された通帳等を用いて行われた不正な払戻し（以下、本条において「当該払戻し」といいます。）については、次の次号のすべてに該当する場合、預金者は当行に対して当該払戻しの額及びこれにかかる手数料・利息に相当する金額の補てんを請求することができます。
  - ①通帳等の盗難に気づいてからすみやかに、当行への通知が行われていること
  - ②当行の調査に対し、預金者より十分な説明が行われていること
  - ③当行に対し、警察署に被害届を提出していることその他盗難にあったことが推測される事実を確認できるものを示していること
- (2) 前項の請求がなされた場合、当該払戻しが預金者の故意による場合を除き、当行は、当行へ通知が行われた日の 30 日（ただし、当行に通知することができないやむを得ない事情があることを預金者が証明した場合は、30 日にその事情が継続している期間を加えた日数とします。）前の日以降になされた払戻しの額及びこれにかかる手数料・利息に相当する金額（以下、「補てん対象額」といいます。）を補てんするものとします。

ただし、当該払戻しが行われたことについて、当行が善意かつ無過失であること及び預金者に過失（重大な過失を除く）があることを当行が証明した場合には、当行は補てん対象額の 4 分の 3 に相当する金額を補てんするものとします。

- (3) 前2項の規定は、第1項にかかる当行への通知が、通帳等が盗取された日（通帳等が盗取された日が明らかでないときは、盗取された通帳等を用いて行われた不正な預金払戻しが最初に行われた日。）から、2年を経過する日以後に行われた場合には、適用されないものとします。
- (4) 第2項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当することを当行が証明した場合には、当行が証明した場合には、当行は補てん責任を負いません。
- ①当該払戻しが行われたことについて当行が善意かつ無過失であり、かつ、次のいずれかに該当すること
- A 当該払戻しが預金者の重大な過失により行われたこと
  - B 預金者の配偶者、二親等内の親族、同居の親族その他の同居人、または家事使用人によって行われたこと
  - C 預金者が、被害状況についての当行に対する説明において、重要な事項について偽りの説明を行ったこと
- ②通帳の盗取が、戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乗じまたはこれに付随して行われたこと
- (5) 当行が当該預金について預金者に払戻しを行っている場合には、この払戻しを行った額の限度において、第1項に基づく補てんの請求には応じることはできません。また、預金者が、当該払戻しを受けた者から損害賠償または不当利得返還を受けた場合には、その受けた限度において、不正払戻しにより被った被害について預金者本人が保険金を請求できる場合には当該請求ができる保険金相当額の限度において、同様とします。
- (6) 当行が第2項の規定に基づき補てんを行った場合に、当該補てんを行った金額の限度において、当該預金にかかる払戻請求権は消滅します。
- (7) 当行が第2項の規定により補てんを行ったときは、当行は、当該補てんを行った金額の限度において、盗取された通帳等により不正な払戻しを受けた者その他の第三者に対して預金者が有する損害賠償請求権、不当利得返還請求権、保険金等請求権及びその他の権利を取得するものとします、

### 3. 預金の払戻しにおける本人確認

預金の払戻しにおいて、原規定に定めのある払戻しの手続きに加え、当該預金の払戻しを受けることについて正当な権限を有することを確認するための本人確認書類の提示等の手続きを求めることがあります。この場合、当行が必要と認めるときは、この確認ができるまでは払戻しを行いません。

以 上